

利益相反に関する自己申告書 作成要領

◇申告にあたっての留意事項

本申告書は、「千葉大学産学官連携活動に係る利益相反マネジメントガイドライン」の1. (9) に記載されている外部資金により行われる研究について学内の委員会に申告し、審査を受けることで、社会一般から「申請する研究」(以下、当該研究)の妥当性等に疑念を抱かれることのないようにするためのものです。

また、社会一般から職員等に対して当該研究の利益相反に係る疑念等が向けられた場合は、本申告が行われていることにより、組織として説明責任を果たす(職員等を守る)ことができます。

これらを踏まえ、適切な申告をお願いします。

※医学研究院または医学部附属病院の倫理審査委員会にかける研究については、別途担当部局の手続きに沿って申請を行ってください。

【参考】倫理審査申請 (医学研究院・医学部)

<https://concl.m.chiba-u.jp/local/jimu/rinrishinsa/>

◇申告が必要な者、対象者、対象期間 :

本申告書は、当該研究の研究代表者、及び研究従事者が、1名ごとに1部作成してください。
申告の範囲は、申告者とその家族(申告者と生計を一にする配偶者及び一親等の方(両親及び子))が対象となります。

また対象期間は、研究開始予定月から過去1年間となります。

◇提出先、提出方法 :

提出先 : 各部局研究事務担当者

提出方法 : メールによりWordファイルでご提出ください。

※研究事務担当者は、受領した申告書について、部局の利益相反委員会で審査を行ってください。

部局に委員会が設置されていない場合は、申告書及び添付資料を研究推進部研究適正化・安全推進室安全輸出・利益相反係にご提出ください。本部の利益相反委員会で審査の上、審査結果を申告者宛てに通知します。

※臨床研究に係る申告については、部局の利益相反委員会で審査を行ってください。

◇申告書の記入方法

申告書の宛先 :

申告書は部局の利益相反委員会に提出し、審査を行いますので、「利益相反委員会委員長殿」の前に、部局名を記入してください。部局に利益相反委員会が設置されておらず、本部の利益相反委員会に提出する場合、「千葉大学」と記入してください。

所属・職名、氏名 :

申告者の所属部局名、職名、氏名を記入してください。

研究課題名 :

当該研究の課題名を記入してください。

様式1用

1. 当該研究に使用する研究経費について：

当該研究において使用する研究経費すべてにチェックを付けてください。

- | | | |
|------------------|-----|--|
| 厚生労働科学
研究費補助金 | ・・・ | 厚生労働科学研究費補助金の場合にチェックし、研究種目を記入してください。 |
| AMED事業 | ・・・ | 日本医療研究開発機構（AMED）からの委託研究費の場合にチェックし、研究種目を入力してください。 |
| 競争的研究費
(上記以外) | ・・・ | 厚生労働科学研究費補助金、AMEDからの委託研究費以外の競争的研究費（科学研究費補助金等）の場合にチェックし、名称等を記入してください。 |
| 奨学寄附金 | ・・・ | 奨学寄附金の場合にチェックし、名称等を記入してください。但し、寄附講座予算は含みません（寄附講座予算は「その他」に記入してください）。 |
| 受託研究費 | ・・・ | 国立大学法人千葉大学受託研究取扱規程に基づき受託研究契約を締結して受け入れている経費の場合にチェックしてください。
研究代表者名、相手（契約）先機関の名称も併せて記入してください。 |
| 共同研究費 | ・・・ | 国立大学法人千葉大学共同研究取扱規程に基づき民間等との間で共同研究契約を締結して受け入れている経費の場合にチェックしてください。
研究代表者名、相手（契約）先機関の名称も併せて記入してください。 |
| その他 | ・・・ | 上記以外の研究経費の場合にチェックしてください。受け入れた経費等の名称等も記入してください。 |

※民間等から大学を介さずに個人等に対して、直接に経費が振り込まれることや、現物の支給を受けることは禁止されています。

2. 当該研究に關係する企業・団体等との關係について

当該研究に關係する企業・団体等との關係の有無を、下記のAからFについて回答してください。

なお、下記説明中の「年間」は、研究開始予定月から過去1年間を指します。

また、AからFのいずれかの項目で「有」にチェックを付した場合は、様式2の提出も必要となります。

A 当該研究に關係する外部活動

当該研究に関わる企業・団体等からの依頼等による大学外での活動の有無について回答してください。但し、この活動に診療活動、公的活動（公務等）は含みません。

外部活動の例

役員、顧問、コンサルタント、委員会委員等、企業・団体等の役職者として、アドバイザーの役割を果たしている場合に該当

外部活動にあたらない例

学会の座長・招待講演講師、病院等の非常勤医師、学校の非常勤講師、産業医、大学職員としての活動（出張、研修）等

B 当該研究に關係する一企業・団体等からの年間100万円以上の収入

当該研究に關係する企業・団体等から、一企業・団体等あたり年間100万円以上の収入を得ているかについて回答してください。但し、この収入に診療報酬、公的活動（公務等）は含みません。

企業・団体等からの収入例

依頼された執筆活動、学術指導、検討会委員、査読委員、講演会講師（学会において企業・団体等が關係するセミナー等の講師含む）等

様式1用

C 当該研究に関する産学連携活動

当該研究に関わる企業・団体等との間で、下記の例に該当する産学連携活動があるかについて回答してください。

産学連携活動の例

- ・共同研究、受託研究、奨学寄附金、その他助成金の受入れ、コンソーシアム、実施許諾・権利譲渡、技術研修、委員等の委託、依頼出張、依頼試験・分析、物品購入等（研究開始予定月より過去1年の間に、関係する一企業・団体等あたり年間200万円以上の支払があったもの）
- ・研究組織に寄附講座・寄附研究部門の研究者がいる、寄附講座・寄付研究部門が所有する設備等を利用して研究を行う
- ・客員研究員、ポスドクの受入れ

D 当該研究に関する産官学連携活動の相手先のエクイティ保有

当該研究に関わる企業・団体等のエクイティの保有について回答してください。

エクイティの例

株式（発行済総株式数の5%以上の場合）、出資金、ストックオプション、受益権 等
(いずれも公開・未公開を問わず全て)

E 当該研究に関する企業・団体等からの無償での設備利用や物品等の提供

当該研究に関わる企業・団体等から無償で設備利用や物品等の提供を受けたかについて回答してください。ただし、共同研究契約・受託研究契約・受託事業契約にそれらの提供が含まれる場合は除きます。

F 申告者の家族（一親等まで）における当該研究に関する企業・団体等からの経済的利益

申告者と生計を一にする配偶者および一親等（両親および子）の方が、当該研究に関する企業・団体等から年間100万円以上の経済的利益を得ているか、またはエクイティを保有しているかについて回答してください。